

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	◇ 規 則	ページ
○	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建設局公園緑地部公園管理課】	3
○	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】	4
○	北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【環境局環境監視部環境監視課】	5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、勝山公園駐車施設の使用料に係る規定を削ることにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

1 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の対象となる業種の一部について、暫定期間を延長することにしました。

2 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、亜鉛含有量に係る暫定排水基準の適用期間を延長することにしました。

この規則は、1については平成28年12月1日から、2については同月11日から施行することにしました。

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 28 年 11 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 74 号

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改
正する規則

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成 27 年北九州市
規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

付則別表のカドミウム及びその化合物（単位 1 リットルにつきミリグラム
）の項中

平成 29 年 11 月 30 日	を	平成 29 年 11 月 30 日	に
平成 28 年 11 月 30 日	」		」

改め、同表の亜鉛含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）の項中「平成
28 年 12 月 10 日」を「平成 33 年 12 月 10 日」に改める。

付 則

この規則中付則別表のカドミウム及びその化合物（単位 1 リットルにつき
ミリグラム）の項の改正規定は平成 28 年 12 月 1 日から、同表の亜鉛含有量
（単位 1 リットルにつきミリグラム）の項の改正規定は同月 11 日から施行
する。